

水難、山岳遭難等事故報告要領について

〔昭和63年2月25日〕
兵警ら例規第4号

水難、山岳遭難等事故報告要領を下記のように定め、昭和63年3月1日から実施する。

なお、水難、山岳遭難その他の事故に関する報告要領の制定について（昭和40年兵警ら一例規第12号）は、廃止する。

第1 趣旨

この要領は、水難、山岳遭難その他の事故が発生したときに、警察署長が行う報告について必要な事項を定めるものとする。

第2 報告を要する事故の種別及び範囲

報告を要する事故の種別及び範囲は、別表のとおりとする。

第3 報告の種別

報告の種別は、発生報告及び月報とする。

第4 発生報告

- 1 発生報告の区分は、口頭報告及び書面報告とする。
- 2 警察署長は、別表の口頭報告の基準に該当する事故を認知したときは、直ちに地域部長に口頭により報告（地域部地域企画課経由。以下同じ。）をするものとする。
- 3 警察署長は、口頭報告を行った事故が別表の書面報告の基準に該当するときは、捜索その他の活動の終了後、速やかに別表の事故の種別に対応する報告様式により報告をするものとする。

第5 月報

警察署長は、前記第4により報告した事故のうち山岳遭難に係るものがあるときは、山岳遭難関係月報（様式第6号）により、発生した月の翌月の10日までに地域部長に報告をするものとする。

第6 事故防止対策

警察署長は、発生した事故について資料化するとともに、以後の事故防止対策に活用すること。